

道路運送法の改正により、令和5年10月1日以降に運賃等を改定する場合は、地域公共交通会議とは別に協議会を開催し、運賃等について協議を調べ、これを国土交通大臣に届け出ることにより、運賃等を定めることとなった。

改正前

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることを持つて足りる。

施行規則 9条の2概要

法第9条第4項の協議が調ったときとは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

改正後

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村または都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

道路運送法 9条5項概要

市町村または都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催※その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

※ここでいう「公聴会の開催」とは、これに限らず、パブリックコメント募集や、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などといった手法が想定される。

結論

つまり、今後運賃を改定する場合、地域公共交通会議ではなく、**別途協議会を開催して協議を調える必要がある。**

運賃改定の流れ

運賃改定の内容を審議

パブコメやアンケート調査等による意見聴取

運賃協議会の開催
意見聴取の結果を反映
した内容の審議

運輸局への申請
運賃改定について許可
申請を行う

運輸局の許可
改定後の運賃で
運行開始